

【貨物】行政処分状況（令和8年9月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合同会社安谷屋運送 代表者 古宇田 和秀 (法人番号3360003009636) 沖縄県豊見城市名嘉地39番地403
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県那覇市具志3丁目33番11号
(4) 行政処分又は命令の内容	事業の停止処分3日間、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和8年5月27日に監査を実施。 7件の違反が認められた。 (1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第3号、第4号) (2)コンテナの落下防止措置未実施(貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」)第5条) (3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項) (4)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項) (5)業務の記録違反(安全規則第8条) (6)業務の記録の記載事項等不備(安全規則第8条) (7)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 6点 (事業者) 54点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年9月16日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社やんばる運送 代表者 大城清保 (法人番号8360002019813) 沖縄県名護市伊差川766
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市伊差川766
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和8年8月12日、労働局からの通報があったことを端緒として監査実施。 6件の違反が認められた。 (1)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項) (2)業務の記録の記載事項等不備(安全規則第8条) (3)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (4)運転者等台帳の一部未作成(安全規則第9条の5第1項) (5)運転者等台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (6)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 1点 (事業者) 1点